

宗像市と第一生命保険株式会社との包括連携協定

宗像市（以下「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携し、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進するため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び市民サービスのより一層の向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、保険業法上、許容される範囲内で、次の事項について連携し協力する。

- （1）健康増進に関すること。
- （2）ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること。
- （3）子育て支援・保育対策に関すること。
- （4）青少年育成・教育に関すること。
- （5）市民の安全・ライフプランサポートに関すること。
- （6）高齢者及び障がい者等の支援に関すること。
- （7）観光及び文化・スポーツの振興に関すること。
- （8）地域産業の活性化に関すること。
- （9）環境保全に関すること。
- （10）行政及び地域情報の発信に関すること。
- （11）防災・減災対策や災害時支援に関すること。
- （12）その他地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、保険業法に基づき乙の業務として行い得る範囲で、取組ごとに別途取り決めるものとする。

3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組みの一部を、第一生命ホールディングス株式会社の国内子会社及び乙の関係会社を実施させることができる。

5 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった

場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（協定の解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者（第一生命ホールディングス株式会社及びその国内子会社・乙の関係会社を除く。）に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年8月24日

甲 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号
宗像市

市長

伊豆美沙子

乙 福岡県北九州市小倉北区米町2丁目2番1号
第一生命保険株式会社 北九州総合支社

支配人 支社長

今村一男